

東京地裁の「SEP専門調停」：世界をリードする知財紛争解決の新拠点へ

2026年、東京地方裁判所はIoTや5G/6G格術に不可欠なSEP（標準必須特許）の紛争を迅速に解決するための「専門調停制度」を導入しました。
2025年のPantech対Google事件による「差止命令」という強力な判例法理を背景に、日本を中立かつ高効率な国際紛争解決の「ハブ」へと変革する国家戦略です。

新調停制度の3大特筆ポイント

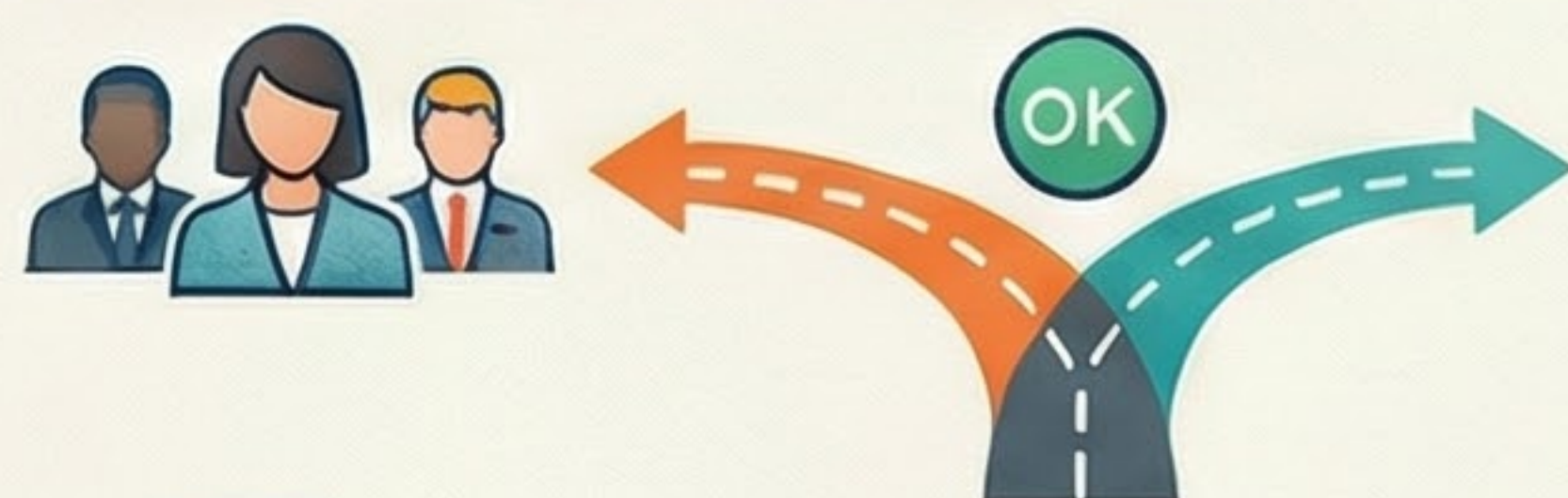
「3期日・6ヶ月」の迅速解決モデル

従来の特許訴訟（12-18ヶ月）を大幅に短縮し、ビジネスの連環に合わせたスピード解決を実現。



専門家委員会による「中立的評価」

元理事や実務家が「技術の相場観」を提示し、当事者の期待値を現実的なラインへ収束させる。



グローバル・ポートフォリオの一括解決

日本の特許だけでなく、世界全体のライセンス料率（Global FRAND）の算定を調停案に含める。



制度の実効性を支える「Pantech判決」の衝撃

日本初のSEP差止命令（2025年）

実施者有利（実施者天国）だった日本の法実態を、権利者とのバランスが取れた法域へと前転的に転換。



「不誠実な実施者」への厳格な認定基準

具体的なデータの開示拒否や対策なき交渉の遅延は「不誠実」と見なされ、差止リスクを直結させる。



調停への強力な強制メカニズム

譲渡に調停に応じない場合、訴訟で差止を受けるリスクが顕在化するため、実効性が担保される。



主要法域における紛争解決のコストと期間の比較（2026年推計）

